

「尾鷲市コミュニティバス」
指定管理者募集要項

尾 鷲 市

「尾鷲市コミュニティバス」指定管理者募集要項

尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（平成21年尾鷲市条例第1号）第3条の規定に基づき、尾鷲市コミュニティバスを効率的・効果的に運行管理するため、次のとおり指定管理者を公募する。

1 尾鷲市コミュニティバスの概要

(1) 名 称 尾鷲市コミュニティバス

(2) 事業開始時期 令和8年4月1日

(3) 車両概要

日産キャラバン

① 種別	自家用乗合
② 乗車定員	14人
③ 台数	1台

トヨタハイエース

① 種別	自家用乗合
② 乗車定員	14人
③ 台数	2台

セレナ※

① 種別	自家用乗合
② 乗車定員	8人
④ 台数	1台

※原則、日産キャラバン及びトヨタハイエースの計3台中2台で運行し、車検、故障などの予備として1台を管理するものであるが、車検、故障が重複した場合や乗車定員を超える利用者が乗車すると予想される際などに臨時に使用するもので、この車両（セレナ）1台については車両の管理及び整備に関する費用、車両の自動車保険に関する費用等は計上しないものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲

尾鷲市コミュニティバスにおける指定管理者の業務の範囲は次に掲げるとおりとする。

- ① 車両の運転及び運行管理等に関する業務
- ② 車両の管理及び整備（定期点検を含む。）に関する業務
- ③ 車両の自動車保険（任意保険をいう。）に関する業務
- ④ 事故処理及び苦情処理に関する業務
- ⑤ 停留所の管理に関する業務
- ⑥ 利用料金の徴収に関する業務
- ⑦ 利用促進に関する業務
- ⑧ 前号に掲げるもののほかコミュニティバスの運行管理において市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

ただし、市は、尾鷲市コミュニティバスの運行管理の適正を期するための指示に指定管理者が従わなかつたとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて運行管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

4 指定管理者が行う運行管理の基準等

(1) 基本的事項

尾鷲市コミュニティバスは、交通手段の確保を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- ① 指定管理者は、関係法令等の要件を満たし、常に運行に支障をきたさないよう運転者を配置すること。
- ② 運行管理や車両整備において、関係法令等を遵守し、安全の確保に努めること。
- ③ 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- ④ 効率的かつ効果的な運営を行い、管理運営に反映させること。
- ⑤ 施設、付帯設備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- ⑥ 当該指定管理者が業務に関連して取得した利用者に関する個人情報を適切に取り扱うこと。
- ⑦ 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。

(2) 運行時刻及び運行日

別添「尾鷲市コミュニティバス運行管理業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 運行時刻及び運行日の変更について

市及び指定管理者が必要と認めた場合は、双方の協議の上、運行時刻及び運行日を変更することができる。

(4) 法令等の遵守

尾鷲市コミュニティバスの管理運営業務を行うにあたっては、次の各号に掲げる法令等その他尾鷲市コミュニティバスの管理運営を行う上で必要な法令等を遵守しなければならない。なお本手続き期間中に改正があった場合は、改正された内容を適用する。

- ① 地方自治法、同施行令及び同施行規則ほか行政関係法令
- ② 道路運送法、同施行令及び同施行規則ほか道路運送関係法令
- ③ 尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（以下、「条例」という。）及び同施行規則
- ④ 尾鷲市個人情報保護条例
- ⑤ 尾鷲市情報公開条例
- ⑥ 尾鷲市行政手続条例
- ⑦ その他管理運営に適用される法令等

5. 尾鷲市コミュニティバスの利用料金の収受について

(1) 利用料金の取り扱い

尾鷲市コミュニティバスの利用料金は、条例第9条の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

(2) 利用料金が運行経費を超えた場合の取り扱い

利用料金収入が運行経費を上回った場合には、上回った金額の50%の金額を市に支払うものとする。

6. 運行管理に関する経費等について

(1) 指定管理料の支払い

3ヶ月ごとに指定管理者からの請求に基づき、1ヶ月以内に支払うものとする。支払う金額は、双方協議の上、協定締結の際に決定するものとする。

(2) 指定管理料の算出方法

指定管理料及び経費等の算出方法は、仕様書によるものとする。

(3) 指定管理料の支払限度額

指定管理料上限	摘要
24,409,000円	消費税及び地方消費税を含む

(4) 指定管理料の見直し

仕様書にかかる運行管理業務の実施にあたり、指定管理料が増大することになっても、市は追加の支払いはしないものとする。

ただし、路線、運行時間の見直し及び天災その他やむをえない事由により、業務量(運行距離、業務時間等)に増減が生じる場合は、双方協議の上、指定管理料を見直すことができる。

7. 指定管理者公募に関する事項

(1) 指定管理者の公募手続き

① 募集要項の配布

ア) 配布期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月13日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ) 配布場所 尾鷲市政策調整課（尾鷲市役所2階）

※尾鷲市ホームページからダウンロードすることも可能。

② 業務に関する質問受付期間

ア) 質問受付期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月13日（火）午後5時まで

イ) 質問受付方法 質問書（指定様式2）を提出。

ウ) 質問回答方法 令和8年1月14日（水）中までに、市ホームページにて回答を公表。

8. 公募に必要な資格条件等

(1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）で法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- ② 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
- ③ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
- ④ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不正に与えている者がいないこと。
- ⑤ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係等を有している者がいないこと。

(2) 次の①から③までの項目でそれぞれひとつの要件を満たしている資格者を雇用、又は委託することができる法人等

- ① 運転者（道路運送法施行規則第51条の16）
 - ア) 第2種免許（中型以上）所有者
 - イ) 第1種免許（中型以上）を所有しており、国土交通大臣が認定する講習を修了した者
- ② 運行管理者（道路運送法施行規則第51条の17）
 - ア) 運行管理者資格を所有する者
 - イ) 運行管理に関する1年以上の実務経験を有する者
 - ウ) 運行管理者基礎講習を修了した者
 - エ) 安全運転管理者資格を所有する者
- ③ 整備管理者（道路運送法施行規則第51条の21、道路運送車両法第50条）
 - ア) 2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者
 - イ) 自動車整備士技能検定規則の規程による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者
 - ウ) 上記2項目のいずれかの条件を満たす者に整備に関する委託が可能な者

(3) 法人等の欠格事由

- ① 法律行為を行う能力を有しないもの
- ② 破産者で復権を得ないもの
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ⑤ 国税及び地方税を滞納しているもの

9. 申請の手続き

(1) 申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出する。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

- ① 「尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」第3条に基づく、指定管理者指定申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ア 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- ウ 当該法人等の概要を記載した書類（指定様式3）
- エ 申請日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにできる書類
ただし、前事業年度における決算が確定していない場合は、提出が可能な直近の事業年度分を提出すること
- オ 事業計画書（指定様式4）
- カ 収支予算書（指定様式5）
- キ 完納証明書（国税、県税、市税）
- ク 尾鷲市公の施設に係る指定管理者の手続きに関する条例第2条第2号に規定する申請の資格を有していることを証する書類（指定様式6）
- ケ 運行管理等の体制等を記載した書類（指定様式7）
申請日までに書類を提出できない場合は、令和8年2月13日（金）までに運行管理等の体制等を記載した書類を提出することを証する誓約書（任意様式）

(2) 証明書類の発効日

証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式を使用する。

10. 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和8年1月15日（木）から1月21日（水）

(2) 提出方法

「19. 問い合わせ先及び申請書類提出先」まで郵送又は持参にて提出すること。

なお、持参の場合は午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送の場合は、書留郵便で令和8年1月21日（水）午後5時15分までに必着とする。

(3) 提出部数

上記9. 申請の手続きに掲げる申請書類・・・6部（正本1部、正本の写し5部）

11. 申請における留意事項

(1) 失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外する。

- ① 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ② 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ③ 申請書類提出後に事業内容を変更した場合
- ④ 複数の事業計画書を提出した場合
- ⑤ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑦ 市が支払う指定管理料について、事業計画書において「6. 管理に関する経費等」で示している上限を超える提示をした場合
- ⑧ 申請者若しくは申請者の代理人、他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ⑨ その他不正行為があったと市が認めた場合

(2) 申請書類の取り扱い

① 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。

※ただし、市は、指定管理者候補者選定結果の公開に必要な場合、その他市が必要と認める場合、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、指定管理者候補者選定結果の公開に必要な範囲で、他の申請者の申請書類の一部を使用できるものとする。

② 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

③ 提出書類の言語

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位とする。

④ 返却

申請書及び添付書類は返却しないものとする。

(3) 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は指定管理者選定委員会参加辞退届（指定様式8）を提出すること。

(4) 申請にあたっての費用

申請にあたって必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

12. 指定管理者候補者の審査・選定等

(1) 指定管理者選定委員会による審査

「尾鷲市指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、申請者を対象に、プレゼンテーションやヒアリング等を実施し、申請書類の内容、プレゼンテーションやヒアリング等の結果により審査を行い、優秀者を選定する。なお、得点は、最低基準点を設け、選定委員各員の評価の得点が、満点の7割に満たない場合は候補者として選出しないものとする。

(2) 開催期日

令和8年1月26日（月） 時間は別途通知する。

(3) 提案時間

持ち時間（質疑応答も含む）は40分以内とする。

(4) 審査項目

選定基準	審査項目	
公平・平等な利用者対応が図れること。	平等利用の確保	①接客サービス（高齢者、障害者等を含む）向上についての訓練等が計画されているか。
事業計画書に基づく事業計画が運行管理業務の効用を最大限に発揮されること。	利用促進	①利用促進につながる多角的な取り組みの提案があるか。 ②接客以外の利用者サービスについて、何か工夫があるか。
運行管理業務を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	組織の安定性	①法人等の経営理念や方針は指定管理者としてふさわしいか。 ②継続的に安定した管理運営が可能な財政的基盤を有しているか。 ③運行管理業務において優れた実績を有しているか。
	運行管理体制	①業務遂行に必要な体制、人員配置や勤務体制になっているか。また、人員確保の方法に実現性はあるか。 ②責任者や有資格者の配置、指揮系統は明確にされているか。 ③業務従事者の研修や業務指導に関する方針や計画は示されているか。
適切な収支計画の策定、経費縮減への取り組みを行うこと。	経済性	①利用料（運賃収入）以外に収益拡大の方策が提案されているか。 ②指定管理料の提案額は妥当か。 ③収支計画の内容は適切か。 ④運行管理業務の効率化と経費節減の提示はあるか。
コミュニティバスの設置目的の確実な実施が見込まれること。	基本方針	コミュニティバスの性格、設置目的、業務内容を的確に把握し、指定管理者となる意義や責任等を認識しているか。

関係法令等を遵守した安全管理がなされていること。	関係法令等の遵守	①国土交通省による処分の状況 ②重大事故の発生の状況（過去3年間） （重大事故とは自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）第2条の事故をいう） ③事故等の処理体制
	計画性と事故等対応能力	①災害・事故など、緊急時の連絡体制や市をはじめ関係機関への通報体制及び対応マニュアルは整備されているか。 ②事故処理能力、損害賠償能力は十分か。
	車両管理	① 整備点検計画及び管理体制は適切か。
環境保全への取り組み	環境保全	①会社方針として、省エネルギーや地球環境保護への取り組みがなされているか。
個人情報の取り扱いを適切に行うこと。	個人情報保護	①個人情報を保護するための体制や研修などが確保されているか。 ②万一個人情報が流失した場合等の対応が検討されているか。

(5) 審査結果の通知及び公表

選定委員会における優秀者の選定結果に基づき、市長が指定管理者の候補者を決定する。なお、指定管理者の候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表する。

(6) 公表時期

令和8年1月30日（金）（予定）

(7) 指定管理者の指定及び協定書

指定管理者の候補者として決定された法人等と仮協定書を締結し、その後、市議会の議決を経た後、指定管理者として協定書を締結する。

市議会の議決が得られなければ不採択とし、その場合、市は一切の賠償責任を負わないものとする。

(8) 審査結果等の通知及び情報の公開

申請者の名称や申請書類等は、尾鷲市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるため、次の通り公開する。

① 申請者数

申請書類の受付期間終了後、申請者数について公開する。

② 申請者の名称・評価点数等

指定管理者候補者の決定後、決定された団体等名称、採点結果（ただし、決定されなかった団体等名称は非表示）、施設名、指定の期間、選定基準、配点及び選定理由については公開する。

③ 申請書類

指定管理者候補者として選定された申請者の申請書類の内容は、原則、公開する。ただし、活動実績を証明する書類等の申請者の利益を害するおそれがある部分は、非公開とする。

13. 協定の締結時の留意点

市は、既に市議会において成立している関係予算の範囲内で、指定管理者候補者とされた法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結する。

その際、指定管理者候補者とされた法人等が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがある。また、指定管理者として指定された法人等の辞退等により、協定の締結に至らなかった場合は、選定委員会がふさわしいと判断した次順位者をもって、指定管理者として指定することができるものとする。

14. 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が尾鷲市コミュニティバスの管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができるものとする。この場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 不可抗力による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について市と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、市は、その指定を取り消すことができる。

15. その他管理運営にあたっての留意事項

(1) 業務の委託

指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、市の承認を得て委託することができる。

(2) 協定締結前の取り扱い

指定管理者候補者又は指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者の指定を行わない、又は締結をしないことがある。

- ① 「8. 公募に必要な資格条件等の（1）から（3）」に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- ② 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

16. 業務の引き継ぎ

指定管理者として選定された者は、指定管理期間が終了した場合、管理運営業務のなかで取得、整理した情報・データ等について厳重に保管し、漏洩なきものとともに、次期の指定管理者として選定された者に、その全てを速やかに引き継ぐものとする。

なお、引き継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体等が負うものとする。

17. スケジュール

(令和7年～8年)

項目	日程
① 公募の周知及び公募要領等の配布	令和7年12月23日（火）から令和8年1月13日（火）
② 質問の受付期間	令和7年12月23日（火）から令和8年1月13日（火）
③ 質問への回答	令和8年1月14日（水）
④ 申請書類の受付期間	令和8年1月15日（木）から令和8年1月21日（水）
⑤ 提案審査（プレゼンテーション）	令和8年1月26日（月）
⑥ 選定結果の通知及び公表	令和8年1月30日（金）（予定）
⑦ 協定の締結	令和8年3月下旬
⑧ 業務開始	令和8年4月1日（火）

18. 添付資料・様式

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 質問書（指定様式2）
- ③ 法人等概要書（指定様式3）
- ④ 事業計画書（指定様式4）
- ⑤ 収支予算書（指定様式5）
- ⑥ 申請資格に該当する旨の誓約書（指定様式6）
- ⑦ 運行管理等の体制を記載した書類（指定様式7）
- ⑧ 指定管理者選定委員会参加辞退届（指定様式8）

19. 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒519-3696 尾鷲市中央町10-43

尾鷲市政策調整課企画調整係 担当：大川

電話0597-23-8134 FAX0597-22-2111

電子メール：sechosei@city.owase.lg.jp